

改正後	改正前
<p>(健康診断) 第二十九条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の量の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査</p> <p>四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一 腎機能検査 (略)</p> <p>二 腎機能検査 (略)</p> <p>三 腎機能検査 (略)</p> <p>四 腎機能検査 (略)</p> <p>五 神経学的検査</p>	<p>(健康診断) 第二十九条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (新設)</p> <p>三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の量の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査</p> <p>四 (略)</p> <p>五 尿中の蛋白質の有無の検査</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>一 腎機能検査 (略)</p> <p>二 腎機能検査 (尿中の蛋白質の有無の検査を除く。)</p> <p>三 腎機能検査 (略)</p> <p>四 腎機能検査 (略)</p> <p>五 神経内科学的検査</p>